

○熱海市空家等対策協議会条例

平成29年9月27日

条例第20号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を策定するため、熱海市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(令6条例18・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、市長のほか、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(令6条例18・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求

めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。